

農林水産省補助事業

食品添加物規制調査
UAE

2016年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

【免責事項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

食品添加物は一般的に使用できる物質・量・用途等が各国の法令により規制されている。日本ではポジティブリスト制を採用しており、また主要輸出先国もポジティブリスト制を採用していることが多い。

しかし、日本で許可されている添加物が必ずしも相手国で許可されているわけではない。日本と輸出先国の食品添加物のポジティブリストの違いや、食品添加物に関する最新データの入手困難などの理由で輸出が円滑に行えていない企業も多いのではないだろうか。

そこでジェトロでは、最新の食品添加物規制情報の入手先とポイントをレポートにまとめた。関係企業の参考となれば幸いである。

(注:なお、2016年4月からESMA〔連邦政府基準化計測庁〕の発行する資料購入の際には、ユーザーの前登録が必要となったため、P11～13を加筆修正した。)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
ドバイ事務所
農林水産・食品部 農林水産・食品課

目次

はじめに.....	1
(1) 定義.....	3
(2) 添加物の範囲.....	4
(3) ポジティブリスト／ネガティブリスト.....	6
(4) 添加物の種類リスト.....	6
(5) 添加物の基準.....	7
(6) 添加物の使用が可能な食品.....	7
(7) 食品添加物としての使用禁止物質.....	8
(8) 新たな食品添加物の指定.....	9
(9) 表示方法.....	10
(10) 調べ方ガイド.....	11

アラブ首長国連邦(UAE)においては、各首長国がそれぞれ自治権を有しており、食品の規格基準や明細事項については、各首長国政府の管轄下にある各市政庁関係担当局、連邦政府環境水利省、私的機関等から構成されている委員会によって作成される。基準は承認されている国際基準を基に、宗教、社会、環境情勢を考慮し決定される。規格の認定については湾岸諸国6カ国で構成されている湾岸協力会議(GCC*)と連携を取り決定され、連邦政府基準化計測庁(ESMA**)が食品添加物を含めた食品の基準を公表する。

GCC* : Gulf Cooperation Council -アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国で構成。加盟国は湾岸諸国内でのGCC標準化機構(GCC Standardisation Organization - GSO)で基準を制定している。

ESMA** : Emirates Authority for Standardization and Metrology 基準に関する発行物はESMAのサイト(www.esma.gov.ae)を通じて購入。一般向けに無料での開示はされていない。

(1) 定義

項目	内容	根拠資料名
食品添加物	栄養価値の有無にかかわらず、通常それ自体を消費することや、食品の主要素として使用することのない物質であり、食品加工の技術(色、味、香りを含む)的な目的で、製造、処理、準備、包装、保存、輸送、配送過程において、意図的(直接的または間接的)に添加された物質	ESMA www.esma.gov.ae 食品添加物の一般基準 (UAE.S CAC 192 :2013 General Standard for Food Additives - 2. a))
天然香料	動植物から抽出されたもので、未処理のまま、または物理的、微生物学的、酵素的に処理された物質	ESMA www.esma.gov.ae 食品への認可香料 (UAE.S GSO 707 :1997 FLAVOURINGS PERMITTED FOR USE IN FOODSTUFFS - 3. 3.1)

※ESMAの発行する規格についてはESMAのサイトより購入。

(2) 添加物の範囲

UAE では食品添加物の規制範囲について、連邦政府と各首長国の市政庁が定めるものの二つがあり、ESMA 発行の食品の原材料表示に関する法令 (UAE.S GSO9:2003 Labeling of prepackaged for the food stuffs)では24分類、ドバイ市政庁食品管理局が発行している、食品添加物ナンバー (Food Additive Numbers) においては、32分類となっている。

双方の規制を比較すると、ESMA で添加物として分類されていて、ドバイ市政庁食品管理局では分類されていないものは、pH調整剤、保色剤、乳化塩(△を明記)の3種類。逆にドバイ市政庁食品管理局で分類されていて、ESMA で分類されていないものは、増量剤、担体、清澄剤、栄養補助剤、エンザイム、充填剤、噴射剤、離型剤、抽出溶媒剤・担体溶剤、界面活性剤(▲を明記)の11種。よって、ドバイ首長国へ輸入の場合は、双方の規制に適合する必要がある。

※注1の意味:○は UAE において添加物とみなされるもの。×は添加物とみなされないもの。

△はドバイ市政庁食品管理局で添加物と分類されていないもの。▲は ESMA で添加物と分類されていないもの。

項目名 (英語)	項目名 (日本語)	範囲 (注1)	主な用途
Acidity Regulators	pH 調整剤	△	pH 調整剤
Acids	酸味料	○	食品に酸味を与える
Anti-caking Agents	凝結防止剤	○	食品の構成要素同士の接着を防ぐ
Anti-foaming Agents	消泡剤	○	泡立ちを防ぐ
Anti-oxidants	抗酸化剤	○	酸化による品質の劣化を防ぎ保存期間を長くする
Bleaching Agent	漂白剤	○	食品を酸化または脱色する
Bulking Agents	増量剤	▲	食品の栄養価に大きく寄与することなく食品のかさを増やす
Carrier	担体(キャリアー)	▲	香料、栄養素剤を溶解、希釈、分散させることで加工工程を容易にする物質
Clarifying Agent	清澄剤	▲	飲料物や植物オイルに含まれている濁りを取る
Colour Retention Agents	保色剤	△	食品の色調を安定または強化させる
Colours	着色剤	○	食品に色をつける
Dietary Supplements	栄養補助剤	▲	栄養素の増強・食品製造工程で失われた栄養を補強する

Emulsifiers	乳化剤	○	食品中の混合物を乳化させる
Emulsifying Salts	乳化塩	△	タンパク質の構造を変化させ、脂肪の分離を防ぐ
Enzymes	エンザイム	▲	原材料の原型を変化させたり、凝固させたりする化学物質
Firming Agents	固化剤	○	組織の形状を保護または強化する
Flavour Enhancers	化学調味料	○	食品にある風味や香りを増強する
Flour treatment Agents	小麦粉処理剤	○	小麦粉や生地に加え、食品の品質や色調を改善する
Foaming Agents	発泡剤	○	食品中での気泡を均一に保つ
Food Flavours	食品香料	○	自然または人工のもので食品に香りをつける
Gelling Agents	ゲル化剤	○	ゲル化し、食品に歯ごたえを与える
Glazing Agents	光沢剤	○	食品の表面に使用し、光沢を与え表面を保護する
Humectants	保湿剤	○	食品自体の乾燥を防ぐ
Modified starches	加工でんぷん	○	澱粉・顆粒澱粉を加工したものの糊料、乳化剤、増粘安定剤乳として使用
Nutrient	栄養素	×	食品の成分で通常エネルギーとして消費され、成長、発達、また健康的な生活を維持する上で必要なもので、不足すると生化学や生理学の変化を起こす原因となる
Packaging Gas	充填剤	▲	食品の容器に期待を注入し、酸化や損傷を防ぐ
Packaging/Container	包装・容器	×	包装とは、その食品が賞味期限期間を全うできるに足る必要な保護を十分あたえられるもの 容器とは、食品を入れる際、その食品にふさわしい材質であること
Preservatives	保存料	○	微生物による劣化を防ぎ、保存期間を長くする
Propellant	噴射剤	▲	食品を容器の外に出すために容器に注入する気体
Raising Agents	膨張剤	○	気体を発生させパンの生地やこも

			を膨らませる
Releasing Agents	離型剤	○	食品製造過程で食品が製造機械や型等に付着するのを防ぐ 食品表示する必要はない
Sequestrant	隔離剤	▲	キレート作用 ¹ により、食品の質を向上、安定させる。脂質の酸化を防ぐ
Solvents	抽出溶媒剤・担体溶剤	▲	動植物より香料・色を抽出するために使用・化学物質を食品内で散乱させる
Stabilizers	安定剤	○	食品中の混合物の分散状態を均一に保つ
Surfactants	界面活性剤	▲	食品の表面張力を低下させ混和性を高める。乳化させる
Sweeteners	甘味料	○	熱量を既存や類似する食品の最低30%下げる。単糖類や二糖類を使用しない食品
Thickeners	増粘剤	○	食品の粘度を増加させる

(3) ポジティブリスト／ネガティブリスト

UAE では、コーデックス(Codex)の規格を採用し、ポジティブ制を取っている。ESMA 発行の食品添加物の一般基準 (UAE.S CAC 192 :2013 General Standard for Food Additives - P327)に明記されている。

(4) 添加物の種類リスト

ESMA 発行の食品添加物の一般基準 (UAE.S CAC 192 :2013 General Standard for Food Additives) 69ページの Table One では、認可添加物・技術的機能・食品カテゴリー・使用上限の基準が記載されている。

¹ キレート作用：金属イオン結合により安定した化合物にすること

(5) 添加物の基準

UAE では、純度や成分についての規定を開示していないが、食品を販売する場合、各首長国政府に事業者登録を行った後(各首長の食品管理局を通じ)販売するすべての製品を登録する必要があり、その過程で必要に応じて品質や成分の検査が行われ、輸入の可否が決められる。例えば、商品をドバイ市政庁食品管理局が管理している FIRS(Food Import & Re- Export System, 食品の輸入・再輸出に関する規定) というポータル・サイトを使用して製品登録を行う際に、その時点で品質・成分等が検証される。

項目	内容	根拠資料名
食品添加物の販売表示規定	食品添加物として、消費者、店、食品メーカーへ販売するときの表示規定。製造行程に使用される加工助剤、補助物質を含むすべての添加物	ESMA www.esma.gov.ae 販売用の食品添加物のラベル表示 (UAE.S CAC 107 :2007 Labelling of food additives when sold as such)
食品業界に携わる人々へのガイドライン	添加物製造、販売業者は添加物に対する安全使用に関する情報を顧客に提供しなければならない	ドバイ市政庁食品管理局 www.dm.gov.ae 食品の輸入と再輸入に関する手引き (Import and re-export for food stuff requirements - P34)

(6) 添加物の使用が可能な食品

ESMA 発行の食品添加物の一般基準(UAE.S CAC 192 :2013 General Standard for Food Additives:有料) 69ページの Table One では、認可添加物・技術的機能・食品カテゴリー・使用上限の基準が記載されている。

(7) 食品添加物としての使用禁止物質

根拠資料名:ドバイ市政庁食品管理局 www.dm.gov.ae

使用禁止添加物 Food control/Unpermitted Food Additives

E 番号	添加物名(英語)	添加物名(日本語)
E-104	Quinoline Yellow (yellow no.1)	キノリンイエロー(黄色1号)
E-105	Fast Yellow A B	ファストイエローAB (アゾ色素)
E-107	Yellow 2 G (Food Yellow 5)	イエロー2G(食用黄色5号)
E-123	Amaranth (C.I. 16185. FD and C Red 2)	アマランス(C.I. 16185. FD and C 赤色2号)
E-124	Ponceau 4 R (Red 2) (CI. 16255)	ポンソー 4 R(赤色 2 号、CI. 16255)
E-131	Patent Blue V (C.I. 42051)	パテントブルー V (C.I. 42051)
E-142	Green S (Acid Brilliant Green, Food Green S, Lissamine Green, C. 44090)	グリーン S (アシッドグリリアントグリーン、フードグリーン S、リ サミンクグリーン C. 44090)
E-924	Potassium Bromate (Bread products)	臭素酸カリウム (パン製造時に使用)
E-952	Cyclamate: An artificial intense sweetener with known links to testicular atrophy in rats and monkeys. These links led to cyclamate being banned in the United Kingdom, but European Union legislation allowed cyclamate back into our food and drink.	チクロ: 強力な甘味をもつ人工甘味料であり、ネズミおよびサル動物実験により精巣萎縮と関係があることが知られている 英国ではチクロの使用を禁止したが、EU では一旦使用禁止にしたものの、食品や飲料へのチクロ使用を再容認している。
E-1510	Ethanol (alcohol)	エタノール(アルコール)

◆自然香料材として使用できない植物

根拠資料名:ESMA:GSO/707/1996 4-4.4 Table(4)

英名	和名	部位
Liver wort	ミスミソウ	全部分
Deadly night shade	オオカミナスビ	全部分
White bryony	ホワイトブリオニー	根
Mexican goose foot	ケアリタソウ	全部分
Lily of the valley	ドイツスズラン	全部分
Mezereum	セイヨウオニシバリ	全部分
Male fern	オシダ	根茎
Heliotrope	キダチルリソウ	葉
Jamaica dogwood	ジャマイカドッグウッド	根
Plypody	オオエゾデンダ	根
Pomegranate tree	ザクロの木	根
Squill	ツルボ	球根

(8) 新たな食品添加物の指定

UAE は食品の規定や基準を定めている EU やその他の国際機関と連携を取っている。食品添加物に関して、国際機関で認可されたものは UAE でも通常は認可される。新しい添加物の使用については、UAE は EU の基準システムを参考に、首長国の市政庁、ESMA、連邦政府環境水利省 (MOEW: Ministry of Environment and Water) のメンバーからなる国家食品安全委員会により決定される。

(9) 表示方法

UAE で販売される食品のラベルには、アラビア語で記載されたラベルを包装または容器の目立つ位置に貼付しなければならないが、生鮮野菜や果物などは除かれる。ラベルはアラビア語での記載が必須であるが、最低限、商品名、成分、原産国は必須であり、必要に応じて保存条件、使用方法、栄養素情報(ベビーフードや病院食等は必須)を記載する。この際、他の言語は併記されていても良い。

項目	内容	根拠資料名
添加物表示	認可添加物の物質名や国際基準に基づくナンバーとともに、認可添加物の用途名を記載	ESMA www.esma.gov.ae 包装された食品のラベル表示 (UAE.S CAC 9 :2013 5.2.4 Labeling of prepackaged food stuffs)
食品添加物表示	GSO 認可添加物の物質名か国際基準ナンバーに用途名を表記する。 例:安息香酸ナトリウム(保存料) または E201(保存料)	ドバイ市政庁食品管理局 www.dm.gov.ae 食品の輸入と再輸出に関する 手引き (Import and re-export for food stuff requirements - P34)
栄養強化剤	強化された栄養素は別途栄養強化剤の詳細を明記する	ESMA www.esma.gov.ae 包装された食品のラベル表示 (UAE.S CAC 9 :2013 5.3.2 Labeling of prepackaged food stuffs)
表示免除	キャリーオーバー:以下のいずれかに該当する場合。 1. 原材料を製造するときには使われるが、その原材料を用いて製造する食品には使われない。 2. 出来上がった食品には、原材料から持ち越された食品添加物が、効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていない	ESMA www.esma.gov.ae 包装された食品のラベル表示 (UAE.S CAC 9 :2013 5.2.11 Labeling of prepackaged food stuffs)

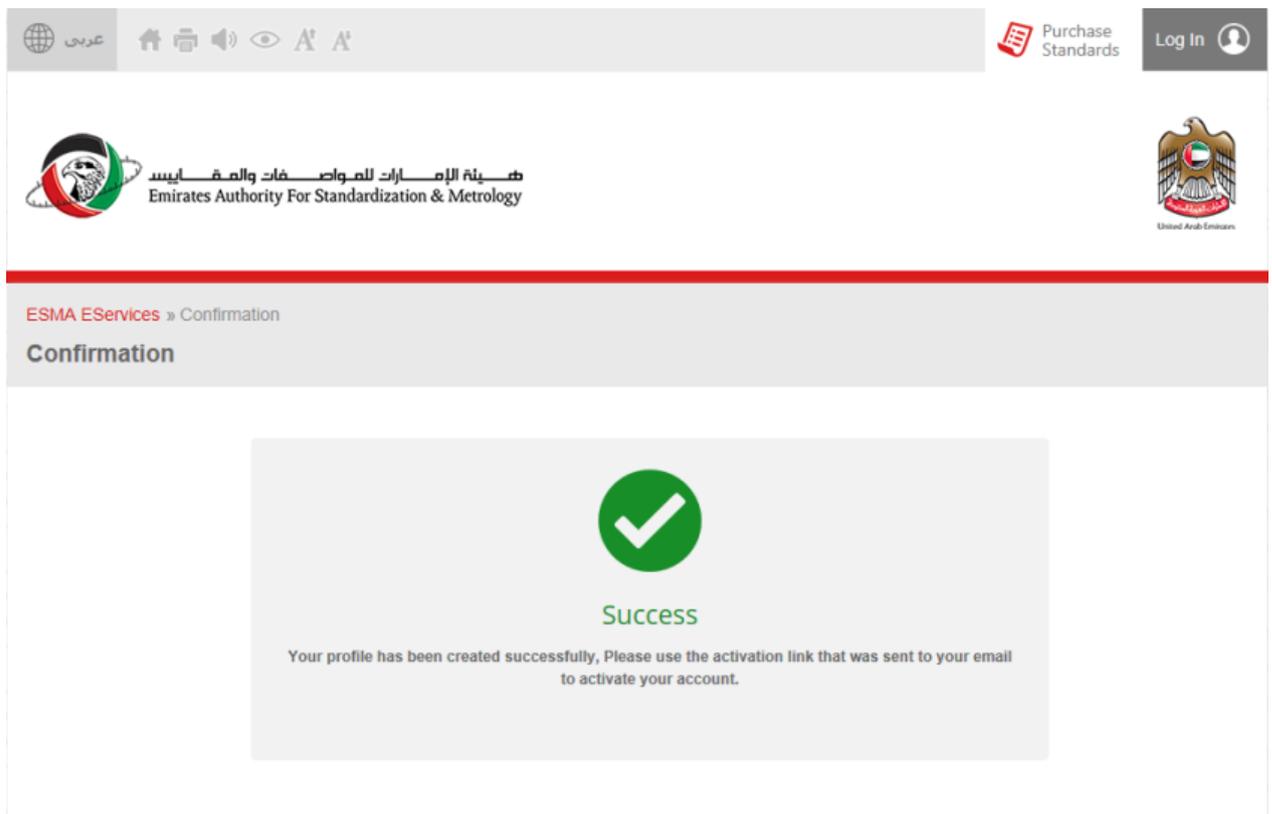
(10) 調べ方ガイド

ドバイ食品管理局の食品の規制に関する資料は、ドバイ首長国のトレードライセンスを有している企業しか閲覧できないが、その代替として、ESMA 発行の資料を購入することができる。

(2016年4月からスタンダードを購入するにあたり、ユーザーを事前登録するシステムに変更。)

ESMA のサイトでスタンダードを購入する手順

- ① ESMA サイト トップページ
<http://www.esma.gov.ae/en-us>
- ② 黒い帯の左から三番目の「Standards Store」を選択
- ③ Purchase Standards の下の赤い枠の「Apply Service」を選択
- ④ Login 画面が現れるので、最初の場合は Register を選択し、必要事項を入力。
- ⑤ State of Residence in UAE は Resident でも Other でも選択可、ID Number は何でも入力可。
また、Mobile Number も日本の番号を 0081 から入力しても可(ハイフン無し)。e-mail のみアクティベートがあるので、本物を入力する必要がある。
- ⑥ 登録完了画面が出る。



- ⑦ 確認メールが登録したメールアドレス宛に届く。アクセスして登録を有効にする。

- ⑧ 画面右上の Purchase Standards を選択すると、検索画面になる。右上の Search keywords の欄に検索する単語を入れると検索が可能となる。

<https://etrans.esma.gov.ae/english/purchase-standards/pages/default.aspx>

ここでは例として、資料： Food Additives の買い方を紹介する。

Information Center

Information Center is a part of Emirates Authority for Standardization and Metrology (ESMA) and located in the ESMA main office in Abu Dhabi city and operates by the authority of ESMA as the national Information Center responsible for all the information regarding the standardization activities done by ESMA

» Read More

Top purchased Standards

New Standards

UAE.S 2055 -1:2015
Halal products - Part one: General Requirements for Halal Food
ICS:67.050

UAE.S 2055 -2:2014
Halal products - Part two: General Requirements for Halal Certification Bodies
ICS:67.050

UAE.S 1926 :2015
Energy drinks
ICS:67.160

» View all standards

<手順 1>

Keyword or Phrase の欄に「Food Additives」と入力し「Search」ボタンを押す。

Search Filter

Keyword or phrase:
 Search Scope:
 Look in:

Standards and Technical Regulations filter

Standard Number:
 Standard Year:
 Part Number:

Standard Language:
 Technical Committee:

International Standards filter

International Standard Number:
 International Standard Type:

3 Result found

<手順 2>

画面の下に Food Additives に関連したデータが一覧できるので購入したいものを選択する。
(ここでは General Standard for Food Additives を選択)

Extended Search

Keyword or Phrase:
 Look In: Titles Abstracts

Standard number:
 Standard Year:

ICS No: (e.g 67.080 , 17.140.30)
 Legal Status: Standard Technical Regulation

Document Type:
 Subcommittee:

Committee:

Search Scope: View Published Standards View Standards under development View Withdrawn Standards

6 Standards Found

<input type="checkbox"/>	Standard No	Standard Title	Language	
<input type="checkbox"/>	UAE.S GSO CAC 107 :2007	Labelling Of Food Additives when Sold As Such	AR	
<input type="checkbox"/>	UAE.S GSO 1843 :2007	Food Grade Salt	AR	
<input type="checkbox"/>	UAE.S GSO 1843 :2007	Food Grade Salt	EN	
<input checked="" type="checkbox"/>	UAE.S GSO CAC 192 :2013	General Standard for Food Additives	EN	
<input type="checkbox"/>	UAE/GSO 2389 :2014	Food additives - Food grade mineral oil	AR	
<input type="checkbox"/>	UAE/GSO 2389 :2014	Food additives - Food grade mineral oil	EN	
<input type="checkbox"/>	UAE.S GSO CAC RCP 5	Code of Practice For The Prevention And Reduction	EN	

① にチェック

② カートをクリック

<手順 3>

選択した資料の情報が出る。

購入するときは一番下の「Add To Cart」をクリックする。

The screenshot shows the 'Standard Details' page for 'UAE.S CAC 192 :2013'. The page includes a 'Shopping Cart' summary on the left, a 'Browse Catalogue' section, and a 'Standard Details' section with various fields like 'Standard No', 'ICS Code', 'Title', 'Abstract', 'Legal Status', 'Document Status', 'Published Date', 'Replaces', 'No of pages (EN)', and 'Price in AED (EN)'. A red circle highlights the 'Add To Cart' button in the 'Versions' section, with a red arrow pointing to it.

Items	Sub Total
0	0.00

Standard No	UAE.S CAC 192 :2013
ICS Code	67.220.20 ;
Title	General Standard for Food Additives
Abstract	This Standard sets forth the conditions under which food additives may be used in all foods, whether or not they have previously been standardized by Codex. The use of additives in foods standardized by Codex is subject to the conditions of use established by the Codex commodity standards and this Standard
Legal Status	Technical Regulation
Document Status	UAE Standard
Published Date	30/10/2014
Replaces	UAE.S GSO 23 :1998 ; UAE.S GSO 172 :1994 ; UAE.S GSO 175 :1994 ; UAE.S GSO 356 :1994 ; UAE.S GSO 357 :1994 ; ; UAE.S GSO 995 :1998 ; UAE.S GSO 1059 :2002 ; UAE.S GSO 19 :2000 ; UAE.S GSO 381 :1994 ;
No of pages (EN)	316
Price in AED (EN)	461.00

English Version	Previous	Add To Cart

<手順 4>

画面下の「Check Out」をクリックし購入手続きをする。

The screenshot shows the 'Shopping Cart' page. It displays a summary of items in the basket and a table with columns for 'Standard No', 'Standard Title', 'Language', 'Unit Cost', 'Sub Total', and 'Remove'. The 'Check Out' button is circled in red with a red arrow pointing to it.

Standard No	Standard Title	Language	Unit Cost	Sub Total	Remove
UAE.S CAC 192 :2013	General Standard for Food Additives	EN	461	461	Remove
			Total	461 AED	

Empty Cart Check Out

食品添加物規制調査

UAE

2016年3月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ)農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載